

(平成23年9月7日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認旭川地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
国民年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
厚生年金関係	4 件

## 旭川国民年金 事案604

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和40年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年4月から61年3月まで

私が満20歳になった時にA町役場から国民年金の加入手続を行うようにとの連絡があり、国民年金への加入手続を行ったところ、後日、国民年金保険料の納付書が送られ、同町役場の職員から保険料納付の催促を受け、保険料を納付した。

また、両親が国民年金に加入していた毎年の冬期間は、私の分も含め家族の国民年金保険料をまとめて私が納付した記憶がある。

申立期間の国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と比較的短期間である上、申立人は、申立期間以外に国民年金保険料の未納期間が無く、納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人は、20歳の時に国民年金に加入し、A町役場の職員から国民年金保険料納付の催促を受け、保険料を納付したと主張しているとおおり、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期は、前後の20歳到達者及び強制加入被保険者の資格取得年月日から、昭和60年\*月から同年7月頃と推認できる上、その時点では、申立期間の保険料は全て同町で納付することができる。

さらに、申立人は、申立人の両親が国民年金に加入していた毎年の冬期間は、自身の分も含め家族の国民年金保険料をまとめて納付した記憶があると主張しているところ、オンライン記録から、申立期間のうち、両親が国民年金に加入していた期間は納付済みとなっていることが確認でき、納付意識の高い申立人が、A町役場の職員から保険料納付の催促を受け、両

親の保険料を納付していながら、申立期間の保険料を未納のままにしたとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 4 月 3 日から同年 12 月 20 日まで  
② 昭和 44 年 4 月 3 日から同年 5 月 30 日まで

A株式会社には昭和 42 年 4 月に、B職業訓練所の紹介で入社した。毎年 4 月から 12 月まで勤務していた。2年目の 43 年も同じ内容の職務で、3年目の 44 年は 4 月から勤務したが 5 月に退職した。

A株式会社に勤務していた 2年目と 3年目の期間についても、厚生年金保険に加入していたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録(昭和 43 年 4 月 12 日取得から同年 12 月 5 日離職まで、及び 44 年 4 月 21 日取得から同年 5 月 31 日離職まで) から、申立人が、当該雇用保険の加入期間において、C株式会社(昭和 40 年 5 月 26 日にA株式会社から商号変更)で、季節的に勤務していたことは認められる。

しかしながら、申立人が仕事内容が同じであったと記憶していた同僚 4 人について、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、申立期間当時に被保険者となっている同僚は確認できない上、このうち、申立人と同時期に季節社員として入社したと回答した同僚に聴取したものの、給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる証言等は得られなかった。

また、申立期間当時、当該事業所で労務担当であった同僚に聴取したところ、厚生年金保険に加入したのは職員だけであった旨の回答をしている。

これらを踏まえると、当該事業所では、申立期間当時、季節的に勤務していた者全員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったものと考えられる。

また、商業登記簿謄本によれば、C株式会社は昭和47年1月17日にD株式会社に商号変更し、平成20年7月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立期間当時の事業主に照会したが、家族から「高齢のため記憶がはっきりしておらず、回答することができない。」との回答があったことから、申立人の申立期間に係る勤務実態や厚生年金保険の適用状況等について確認することはできない。

さらに、申立期間当時の当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の整理番号に欠番は無いことから、社会保険事務所（当時）において申立人の記録が欠落したとは考え難く、このほか、申立人の両申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正4年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年5月から同年12月まで  
② 昭和60年5月から同年12月まで

A株式会社では、B担当として働き、冬期間を除いたシーズン中に継続して11年間勤めた。

しかしながら、厚生年金保険の加入記録は昭和50年から58年までの9年間しかなく、汗水流して一生懸命働いた結果が報われず、大変遺憾なことだ。

昭和59年と60年の記録は間違いなく漏れているので、第三者委員会で徹底した調査をお願いします。

### 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から、申立人が、申立期間①及び②当時に、A株式会社のB担当として勤務していたことは認められる。

しかしながら、商業登記簿謄本によれば、A株式会社は平成14年7月22日に破産宣告し解散しており、元代表取締役は、「資料は無く、当時のことは不明。」と回答していることから、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険の適用状況等について、確認することができない。

また、申立期間当時の厚生年金保険制度では、老齢年金の受給権者が厚生年金保険の被保険者である場合、当該老齢年金の一部が支給停止となる旨が規定されており、オンライン記録から、申立人は65歳に達する昭和55年\*月に厚生年金保険の受給権を取得し、55年から58年までの年金額が一部支給停止（2割停止）となっていることが確認できることから、申立期間①及び②の期間においては、支給停止の記録は無く、全額支給された記録となっていることから、申立人が申立期間当時、厚生年金保険に未加入となっていることを存知していなかったとは考え難い。

さらに、A株式会社の申立期間①及び②に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の整理番号に欠番は無いことから、社会保険事務所（当時）において申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年8月1日から36年6月16日まで  
年金記録を確認したら、A株式会社で厚生年金保険に加入していた期間の脱退手当金を受け取ったことになっているが、受け取った記憶は無いので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日（昭和36年6月16日）から約3か月後の昭和36年9月12日に支給決定されているところ、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日以降の10年以内に資格喪失した者で、脱退手当金の受給資格のある16人のうち9人に支給記録が確認でき、このうちの8人は資格喪失日から3か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている。

さらに、申立人の脱退手当金の支給決定当時は通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったことから、申立期間に係る事業所を退職後、厚生年金保険に加入しておらず、昭和49年7月29日に国民年金に加入するまで、年金の加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さやうかがえない上、申立人は受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 4 月 1 日から 34 年 3 月 15 日まで  
年金記録を確認したところ、有限会社Aにおいて厚生年金保険に加入していた期間について、脱退手当金が支給されたことになっているが、受け取った記憶が無い。

申立期間について、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の算定に必要となる標準報酬月額等を、厚生省（当時）から申立期間に係る脱退手当金を裁定した社会保険事務所（当時）に対し回答した記録が記載されており、当該回答日である昭和 34 年 4 月 14 日と、脱退手当金の支給決定日（昭和 34 年 5 月 20 日）とは近接している上、申立期間の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日（昭和 34 年 3 月 15 日）から約 2 か月後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人が受給した記憶が無いというほかに、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。